

令和8年度藤沢地区郷土づくり推進会議公募委員選考要領

1 趣旨

この要領は、「藤沢市郷土づくり推進会議設置要綱」に基づき設置される藤沢地区郷土づくり推進会議の公募委員（以下単に「公募委員」という。）の選考に関する必要な事項を定める。

2 選考組織

公募委員の選考については、公平性・中立性・透明性を保つことを目的とし、地域に関する様々な分野による視点から選考するため、次に掲げる者を委員として構成する藤沢地区郷土づくり推進会議公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置して行う。

- (1) 藤沢地区郷土づくり推進会議を代表する者
- (2) 藤沢市民センター長
- (3) 藤沢東部地区自治会・町内会連合会又は藤沢西部地区町内会自治会連合会の代表
- (4) 推薦団体以外の団体

3 委員長、副委員長

- (1) 選考委員会に委員長を置き、藤沢市民センター長を除いた委員の中から互選により決める。副委員長は藤沢市民センター長を充てる。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 選考委員会

選考委員会は、委員長が招集し、委員の3分の2以上が出席しなければ、委員会を開くことができない。

5 選考方法

- (1) 委員は、応募者記載の「藤沢地区郷土づくり推進会議公募委員応募用紙」記載事項をもとに、「公募委員選考基準採点票」（別紙様式）に掲げる項目ごとに採点する。
- (2) 選考委員会は、合計得点を参考にして候補者を選考し、市長に報告する。
- (3) 採点結果が同点の場合は、年代、性別、地域性等の均衡やその他特記事項に記されている内容を考慮して、選考委員会において協議し、合議の上、候補者を決定する。
- (4) 全ての委員の採点結果において、2人以上の委員が同項目で、「著しく低い（評価：1）」と評価した者は、合計得点にかかわらずその者を候補者から除外することができる。なお、候補者から除外することについては、選考委員会において協議し、合議の上、決定する。
- (5) 選考委員会は、必要により応募のあった者と面談を行い、評価に考慮することができる。

6 選考結果の報告

委員長は、選考の結果を速やかに市長に報告するとともに、応募のあった全ての者に通知する。

7 庶務

公募委員の選考の庶務は、藤沢市民センターにおいて行う。

8 委任

この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

9 その他

この要領は、令和7年12月1日から施行する。

年 月 日

藤沢地区郷土づくり推進会議公募委員選考基準採点票

番号		氏名	
----	--	----	--

採点項目 □枠は応募用紙の項目	高い	↔	低い
(自己PR) 自己PR 藤沢地区郷土づくり推進会議で活かせる特技や専門知識、地域活動や市民活動等の実績	4	3	2 1
(コミュニケーション) 自己PR 円滑に意思疎通を図るコミュニケーション能力、協調性等	4	3	2 1
(活動動機・意欲) 取り組みたい課題や活動 藤沢地区郷土づくり推進会議を通じたまちづくりに対する考え方や活動に参加する動機や意欲	4	3	2 1
(事業に対する理解) 取り組みたい課題や活動 藤沢地区郷土づくり推進会議の目的、趣旨、活動内容等への理解	4	3	2 1
(活動可能) 活動可能日時 *活動可能日がほとんどなく、その代替となる手法も確保できない場合のみ「1」	4		1
(その他特記事項) *必要があれば明記			
	合計得点		点

*その他特記事項は、同点者が出了した場合や複数の委員が同一項目に評点を1とした場合の合議の参考とする。